

# 法律相談会開催

事業に関わる法律相談ならお任せください

富士吉田商工会議所 中小企業相談所

商工会議所では、会員事業所を対象に、取引先の倒産や売上回収期間の長期化など、企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、事業活動の円滑化を図ることを目的に弁護士による法律相談会を開催致します。

ご希望の方は、裏面の申込書に必要事項をご記載いただき、商工会議所までお申し込みください。

■相談内容 **事業に関わる法律相談**

取引先が破産した場合の対応、手形・契約行為の問題  
売掛金等の債権保全の法的手続きなど

■開催日時 **平成29年11月16日(木) 13時30分～16時**

①13:30～14:00 ②14:00～14:30 ③14:30～15:00  
④15:00～15:30 ⑤15:30～16:00

■会場 富士吉田商工会議所 会議室

■相談員 山梨県弁護士会所属

鶴田法律事務所

鶴田和雄 弁護士



■相談料 無料（相談時間の都合上、先着5名まで）

■申込先 富士吉田商工会議所 指導課まで

TEL 24-7111 FAX 22-6851

■申込締切 平成29年11月9日(木) 午後5時（先着5名）

※相談者の希望時間を優先しますが個別に相談時間を設定させていただきます。

# 富士吉田商工会議所法律相談会 相談申込書

下記に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

|        |  |     |  |
|--------|--|-----|--|
| 事業所名   |  |     |  |
| 代表者名   |  | TEL |  |
| 相談者氏名  |  | FAX |  |
| 相談内容   | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>  |     |  |
| 希望相談時間 | ①13:30~14:00    ②14:00~14:30    ③14:30~15:00<br>④15:00~15:30    ⑤15:30~16:00<br>※申込みの状況によりご希望に添えない場合があります。 |     |  |

※ 必要事項（特に相談内容は具体的に）をご記入の上、窓口・差し支えなければFAXにてお申し込み下さい。

※ ご記入いただいた情報は、本相談会申込の確認及び富士吉田商工会議所からの各種ご案内に利用するほか、調査・分析のために利用することがあります。

お申込先

## 富士吉田商工会議所

富士吉田市下吉田7丁目27-29

TEL : 0555-24-7111 FAX : 0555-22-6851